

ザンビアにおける経口感染症に関する注意喚起

令和3年10月13日
在ザンビア日本国大使館

10月6日付のザンビア保健省の発表によると、南部州チョマ（Choma）において下痢や嘔吐を伴う食中毒事案が発生し、子供を含む14名が感染、そのうち3歳児の死亡が報告されています。また、当地病院関係者の話によると、ルサカ市内で腸チフスによる患者数が増加傾向にあることが確認されています。ザンビア保健省は、雨期の到来とともに炭疽（Anthrax）、コレラ、腸チフス等の感染症の脅威が来る旨注意を促しています。

当地ではコレラ、細菌性赤痢、腸チフス、アメーバ赤痢、A型肝炎などの経口感染症が頻繁に発生しており、乾季の気温上昇による食物の腐敗や雨季における浸水などによる食物の汚染等から、上記感染症による症例増加が懸念されています。在留邦人の皆様におかれましては、今まで同様に日常の手洗い・うがいをこまめに行うとともに、加熱されていない水や生野菜の接種に十分注意する等、感染予防に努めていただくようお願いいたします。

【本文】

1 当地における感染状況

（1）南部州チョマ（Choma）において、食中毒疑いの症状を有する患者14名が確認され、そのうち3歳児が死亡した。患者は下痢や嘔吐の症状を有しており、チバンツ（Chibwantu）と呼ばれる自家製の飲料を飲んだことが食中毒の原因と見られる。（10月9日付ザンビア保健省発表）

（2）ルサカ州ナンプンディ（Nampundwe）において、食中毒疑いの症状を有する患者39名が確認され、そのうち1名が死亡した。ムンコヨ（Munkoyo）と呼ばれる自家製の飲料を飲んだことが食中毒の原因と見られる。（9月29日付ザンビア保健省発表）

2 経口感染症による一般的症例

病原微生物に汚染された水、氷、生野菜、加熱されていない食品などを経口摂取することによって起こる病気である。潜伏期間は、菌の種類によるが一般的に数時間から一週間程度で、その後、下痢や嘔吐などの症状がみられ、腹痛や発熱を伴うこともある。コレラは特徴的な下痢（米のとぎ汁様）となり、脱水症状を起こすことも知られている。胃腸の弱い人や高齢者、乳幼児などは重症化し、昏睡状態に陥り死亡する例も確認されている。

3 治療・予防

（1）治療方法

下痢・嘔吐によって体内から失われた水分と塩分等の電解質の補給が必要となる。症状

があるものの少量ずつでも経口摂取ができる場合は自宅療養とすることも可能であるが、脱水症状が激しい場合は点滴による治療が必要となり、抗菌薬（抗生物質）を併用することもある。脱水症状の有無を判断する際、自尿が出ていること（＝飲水量が充足していること）が重要であり、尿量が極端に低下している場合は早急に医療機関の受診を検討する。

（２）予防方法

以下のような基本的な感染症予防対策を心掛け、感染が疑われる場合には、直ちに医師の診断を受ける。

- 食事の前、トイレの後の手洗いを励行する。ジェル状の手指消毒液の使用も有効である。
- トイレを流す際（特に嘔吐・下痢のあと）には蓋を閉めてから流す。
- 飲料水や調理用の水はミネラルウォーターを使用する。水道水を利用する場合は、十分に沸騰させた後に使用する、又は浄水器を経た水を使用する。
- 食物は、十分に水洗い・加熱してから食べる。特に、生野菜等を食べる場合は、十分に水洗いをする。路上で販売されている飲食物は口にしない。
- 安全な水から作ったことが確認できる氷以外は使用しない。
- メイド（使用人）を雇用している場合は、メイドからの感染のリスクもあるため継続的に上記衛生教育を行い、体調不良時には休ませて自宅に来させないなどの対応も考慮する。

【関連リンク先】

○世界の医療状況（ザンビア）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/africa/zambia.html>

○感染症危険情報（ザンビア）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_104.html#ad-image-0

【在留届・たびレジ】

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所 : No.5218, Haile Selassie Avenue, Lusaka, Zambia

電話 : +260-211-251-555

領事メール : jez.consul@lu.mofa.go.jp

領事窓口時間 : 08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ : <https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook: <https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>